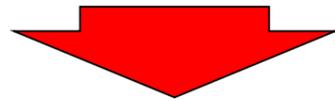


現行計画

「大阪府地域防災計画」は災害対策基本法第40条に基づき作成され、その内容については同法第34条に基づき作成された国の「防災基本計画」の内容に抵触しないものとされている。

以上を踏まえ、大阪府防災会議では、南海トラフ巨大地震による被害に対応するため、『減災』の考え方を基本理念とし、5つの基本方針を掲げた「大阪府地域防災計画」を平成26年3月に修正。

基本理念 『防災』から『減災』（被害の最小化及びその迅速な回復を図る）の考え方へ



基本方針 1 命を守る 2 命をつなぐ
3 必要不可欠な行政機能の維持
4 経済活動の機能維持
5 迅速な復旧・復興

計画の構成



※原子力災害対策は別冊で策定

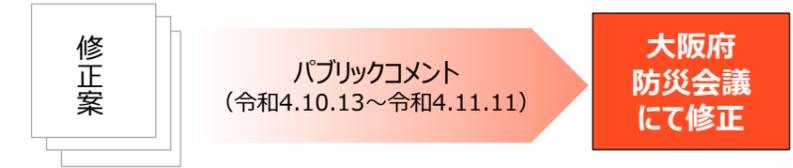
災害対策の順序に沿って記述



修正の趣旨

最近の災害対応の教訓及び最近の施策の進展等、国の防災基本計画の修正（R4.6）を踏まえた修正を行う。

＜修正の流れ＞



主な修正内容

1 令和3年度に発生した災害を踏まえた修正

- ・ 災害時における氏名等公表による安否不明者の救助活動の効率化・円滑化
- ・ 危険が確認された盛土に対する是正指導等、盛土による災害の防止に向けた対応
- ・ 学校における消防団員等が参画した防災教育の推進等、適切な避難行動の促進

2 関連する法令の改正を踏まえた修正

＜津波対策の推進に関する法律の改正＞

- ・ 津波対策におけるデジタル技術を活用した防災教育、訓練等の実施

＜航空法施行規則の改正＞

- ・ 都道府県による緊急用務空域の指定の依頼や同空域における無人航空機の飛行許可申請に係る調整

3 最近の施策の進展等を踏まえた修正

- ・ 避難所における食物アレルギーへの配慮
- ・ 帰宅困難者対策とした一時滞在施設の確保への支援および事業者への働きかけ
- ・ 男女共同参画の視点を踏まえた活動体制の整備
- ・ 避難所等における再生可能エネルギーを活用した非常用発電設備等の整備
- ・ 自治体等の災害対応における先進技術の導入の促進